

岩手県告示第241号

令和3年3月25日県議会の議決を経た令和3年度岩手県一般会計予算、令和3年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算、令和3年度岩手県県有林事業特別会計予算、令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算、令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、令和3年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、令和3年度岩手県公債管理特別会計予算、令和3年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、令和3年度岩手県国民健康保険特別会計予算、令和3年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、令和3年度岩手県立病院等事業会計予算、令和3年度岩手県電気事業会計予算、令和3年度岩手県工業用水道事業会計予算及び令和3年度岩手県流域下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 令和3年度岩手県一般会計予算

令和3年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ810,476,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 121,741,000
	1 県 民 税	39,055,000
	2 事 業 税	20,234,000
	3 地 方 消 費 税	25,765,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,246,000
	5 県 た ば こ 税	1,327,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	260,000
	7 軽 油 引 取 税	14,713,000
	8 自 動 車 税	18,006,000
	9 鉦 区 税	18,000
	10 狩 猟 税	13,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	92,000
12 旧 法 に よ る 税	12,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		60,105,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	60,105,000
3 地 方 譲 与 税		17,347,000

	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	13,847,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,062,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	98,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	6 森 林 環 境 譲 与 税	183,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	42,000
<b>4 地 方 特 例 交 付 金</b>		<b>668,256</b>
	1 地 方 特 例 交 付 金	668,256
<b>5 地 方 交 付 税</b>		<b>220,502,444</b>
	1 地 方 交 付 税	220,502,444
<b>6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</b>		<b>377,000</b>
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	377,000
<b>7 分 担 金 及 び 負 担 金</b>		<b>1,508,414</b>
	1 分 担 金	302,688
	2 負 担 金	1,205,726
<b>8 使 用 料 及 び 手 数 料</b>		<b>8,059,848</b>
	1 使 用 料	5,694,396
	2 手 数 料	2,365,452

9 国 庫 支 出 金		113, 172, 097
	1 国 庫 負 担 金	40, 906, 673
	2 国 庫 補 助 金	70, 171, 769
	3 委 託 金	2, 093, 655
10 財 産 収 入		1, 001, 324
	1 財 産 運 用 収 入	155, 282
	2 財 産 売 払 収 入	846, 042
11 寄 附 金		148, 653
	1 寄 附 金	148, 653
12 繰 入 金		14, 590, 595
	1 特 別 会 計 繰 入 金	461, 045
	2 基 金 繰 入 金	14, 129, 550
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		173, 187, 157
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	165, 506
	2 預 金 利 子	676
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	11, 300, 800
	4 貸 付 金 元 利 収 入	151, 748, 681

	5 受 託 事 業 収 入	1,287,940
	6 収 益 事 業 収 入	2,986,855
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	1
	8 雑 入	5,696,698
<b>15 県 債</b>		<b>78,068,000</b>
	1 県 債	78,068,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>810,476,789</b>

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,415,690
	1 議 会 費	1,415,690
2 総 務 費		30,689,552
	1 総 務 管 理 費	11,034,071
	2 企 画 費	1,301,628
	3 徴 税 費	5,243,802
	4 地 域 振 興 費	5,029,988
	5 選 挙 費	943,650
	6 復 興 防 災 費	1,530,043
	7 統 計 調 査 費	396,019
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	4,797,804
	9 人 事 委 員 会 費	155,219
10 監 査 委 員 費	257,328	
3 民 生 費		93,447,822
	1 社 会 福 祉 費	65,572,093
	2 県 民 生 活 費	1,351,090
	3 児 童 福 祉 費	22,160,026

	4 生 活 保 護 費	2,714,207
	5 災 害 救 助 費	1,650,406
<b>4 衛 生 費</b>		<b>38,950,375</b>
	1 公 衆 衛 生 費	21,769,231
	2 環 境 衛 生 費	9,371,318
	3 保 健 所 費	1,360,282
	4 医 藥 費	6,449,544
<b>5 勞 働 費</b>		<b>2,850,710</b>
	1 勞 政 費	733,839
	2 職 業 訓 練 費	1,996,002
	3 勞 働 委 員 会 費	120,869
<b>6 農 林 水 産 業 費</b>		<b>54,800,854</b>
	1 農 業 費	14,356,894
	2 畜 産 業 費	5,004,639
	3 農 地 費	16,208,060
	4 林 業 費	13,303,681
	5 水 産 業 費	5,927,580
<b>7 商 工 費</b>		<b>160,660,070</b>
	1 商 工 業 費	160,140,766



	2 観 光 費	519,304
8 土 木 費		52,715,501
	1 土 木 管 理 費	4,953,511
	2 道 路 橋 り よ う 費	27,912,930
	3 河 川 海 岸 費	14,787,382
	4 港 湾 費	1,855,402
	5 都 市 計 画 費	1,438,440
	6 住 宅 費	1,767,836
9 警 察 費		30,647,685
	1 警 察 管 理 費	28,423,486
	2 警 察 活 動 費	2,224,199
10 教 育 費		144,605,515
	1 教 育 総 務 費	18,234,621
	2 小 学 校 費	40,690,575
	3 中 学 校 費	24,842,826
	4 高 等 学 校 費	31,921,341
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,843,575
	6 社 会 教 育 費	3,534,336
	7 保 健 体 育 費	575,785

	8 大 学 費	4,437,759
	9 私 立 学 校 費	6,524,697
<b>11 災 害 復 旧 費</b>		<b>13,182,903</b>
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,601,721
	2 商 工 勞 働 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	3,103,629
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,447,553
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
<b>12 公 債 費</b>		<b>93,404,187</b>
	1 公 債 費	93,404,187
<b>13 諸 支 出 金</b>		<b>92,505,925</b>
	1 公 営 企 業 貸 付 金	10,300,000
	2 公 営 企 業 負 担 金	23,880,663
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	25,610,630
	4 利 子 割 交 付 金	103,682
	5 配 当 割 交 付 金	290,049
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	171,352
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,414,101
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	30,182,663
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	181,741

	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,098
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	369,846
	12 利 子 割 精 算 金	100
<b>14 予 備 費</b>		<b>600,000</b>
	1 予 備 費	600,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>810,476,789</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 産業廃棄物処理施設整備事業促進	令和3年度から令和5年度まで	425,000千円
2 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和3年度から令和19年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
3 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和3年度から令和14年度まで	損失補償総額8,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
4 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和3年度から令和19年度まで	損失補償総額25,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
5 岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和3年度から令和14年度まで	損失補償総額160,000千円を限度とし、元本の4パーセント以内に相当する額以内
6 岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対応資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和3年度から令和14年度まで	損失補償総額40,000千円を限度とし、元本の4パーセント以内に相当する額以内
7 新型コロナウイルス感染症対応資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和6年度まで	融資総額20,000,000千円を限度とし、年1.4パーセント以内の割合で計算した額
8 新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給	令和3年度から令和4年度まで	融資総額40,000,000千円を限度とし、年0.2パーセント以内の割合で計算した額
9 離職者等再就職訓練事業	令和3年度から令和5年度まで	119,812千円
10 福岡事務所管理運営費に係る建物の賃借	令和3年度から令和7年度まで	53,000千円

11	公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融資した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	令和3年度から令和13年度まで	融資総額177,650千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
12	農業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和23年度まで	融資総額4,654,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
13	中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和28年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.43パーセント以内の割合で計算した額
14	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和21年度まで	融資総額526,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
15	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	令和3年度から令和14年度まで	融資総額158,090千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
16	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和6年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
17	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和26年度まで	融資総額850,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
18	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	令和3年度から令和21年度まで	融資総額200,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
19	かんがい排水事業	令和3年度から令和5年度まで	425,000千円
20	畑地帯総合整備事業	令和3年度から令和4年度まで	89,000千円
21	農道整備事業	令和3年度から令和4年度まで	155,000千円
22	経営体育成基盤整備事業	令和3年度から令和4年度まで	2,385,000千円
23	中山間地域総合整備事業	令和3年度から令和4年度まで	110,000千円
24	基幹水利施設ストックマネジメント事業	令和3年度から令和4年度まで	130,000千円
25	農村地域防災減災事業	令和3年度から令和4年度まで	366,000千円

26	農村災害対策整備事業	令和3年度から令和4年度まで	60,000千円
27	森林クラウドシステム整備	令和3年度から令和4年度まで	86,000千円
28	道路環境改善事業	令和3年度から令和4年度まで	4,203,000千円
29	除雪	令和3年度から令和4年度まで	6,000千円
30	道路維持修繕	令和3年度から令和4年度まで	34,000千円
31	地域連携道路整備事業	令和3年度から令和4年度まで	1,590,000千円
32	河川激甚災害対策特別緊急事業	令和3年度から令和4年度まで	1,200,000千円
33	河川災害復旧助成事業	令和3年度から令和4年度まで	887,000千円
34	砂防事業	令和3年度から令和6年度まで	1,964,000千円
35	急傾斜地崩壊対策事業	令和3年度から令和6年度まで	352,000千円
36	砂防激甚災害対策特別緊急事業	令和3年度から令和5年度まで	2,065,000千円
37	砂防設備修繕	令和3年度から令和4年度まで	88,000千円
38	海岸堤防等老朽化対策緊急事業（河川）	令和3年度から令和4年度まで	120,000千円
39	港湾施設改良事業	令和3年度から令和4年度まで	300,000千円
40	都市計画道路整備事業	令和3年度から令和5年度まで	1,000,000千円
41	公営住宅建設事業	令和3年度から令和4年度まで	255,000千円
42	総合教育センター施設設備整備事業	令和3年度から令和4年度まで	95,000千円
43	校舎建設事業	令和3年度から令和4年度まで	36,000千円
44	校舎大規模改造事業	令和3年度から令和4年度まで	46,000千円
45	特別支援学校施設整備事業	令和3年度から令和4年度まで	95,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎管理	千円 65,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地区合同庁舎管理	172,000	同上	同上	同上
職員公舎管理	2,000	同上	同上	同上
財産管理	490,000	同上	同上	同上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	73,000	同上	同上	同上
通信施設管理	220,000	同上	同上	同上
県民会館施設整備	1,000	同上	同上	同上
平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業	543,000	同上	同上	同上
特別国民体育大会冬季大会スキー競技会開催準備	38,000	同上	同上	同上
スポーツ施設設備整備	17,000	同上	同上	同上
盛岡南公園野球場（仮称）整備事業	1,298,000	同上	同上	同上
社会福祉施設管理	13,000	同上	同上	同上
障害者支援施設等整備	98,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	499,000	同上	同上	同上
地域介護・福祉空間整備等施設整備	1,000	同上	同上	同上
みたけの杜整備	443,000	同上	同上	同上

いわて県民情報交流センター設備	63,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備	504,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設等整備	96,000	同	上	同	上	同	上
災害援護資金貸付金	69,000	同	上	同	上	同	上
県境不法投棄現場環境再生事業	449,000	同	上	同	上	同	上
産業廃棄物処理施設整備事業促進	19,000	同	上	同	上	同	上
一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備資金貸付金	457,000	同	上	同	上	同	上
大気汚染防止対策	12,000	同	上	同	上	同	上
国定公園等施設整備事業	18,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備事業	54,000	同	上	同	上	同	上
環境保健研究センター管理	45,000	同	上	同	上	同	上
いわてリハビリテーションセンター施設設備	51,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校設備整備	9,000	同	上	同	上	同	上
農地総務管理	23,000	同	上	同	上	同	上
土地改良事業	2,822,000	同	上	同	上	同	上
農地防災事業	464,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	846,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	755,000	同	上	同	上	同	上
内水面水産技術センター管理	18,000	同	上	同	上	同	上



漁港漁場整備事業	千円 665,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
岩手産業文化センター設備整備	2,000	同	上	同
地域づくり緊急改善事業	33,000	同	上	同
空港整備事業	362,000	同	上	同
道路橋りょう維持事業	5,748,000	同	上	同
道路橋りょう新設改良事業	5,366,000	同	上	同
河川改良事業	5,924,000	同	上	同
砂防事業	1,258,000	同	上	同
海岸保全事業	28,000	同	上	同
水防警報施設整備事業	34,000	同	上	同
河川総合開発事業	266,000	同	上	同
港湾建設事業	1,130,000	同	上	同
広域公園整備事業	33,000	同	上	同
街路事業	331,000	同	上	同
公営住宅建設事業	209,000	同	上	同
警察施設整備事業	2,768,000	同	上	同
交通安全施設整備	287,000	同	上	同

県立学校ICT機器整備	64,000	同	上	同	上	同	上
総合教育センター施設設備整備	133,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	1,195,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備事業	1,522,000	同	上	同	上	同	上
生涯学習推進センター施設整備	2,000	同	上	同	上	同	上
青少年の家施設整備	49,000	同	上	同	上	同	上
柳之御所遺跡整備調査事業	27,000	同	上	同	上	同	上
埋蔵文化財センター施設整備	4,000	同	上	同	上	同	上
博物館施設整備	43,000	同	上	同	上	同	上
美術館施設整備	46,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人岩手県立大学施設等整備	600,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	11,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	31,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	6,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	74,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,470,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	42,000	同	上	同	上	同	上

学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	千円 7,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
臨 時 財 政 対 策 債	35,724,000	同	上	同
退 職 手 当 債	1,800,000	同	上	同
計	<b>78,068,000</b>			

## 令和3年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度岩手県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 19,095
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,095
2 繰 越 金		69,711
	1 繰 越 金	69,711
3 諸 収 入		179,134
	1 貸 付 金 元 利 収 入	172,937
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	6,196
歳 入 合 計		267,940

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 267,940
	1 貸 付 費	242,639
	2 貸 付 事 務 費	25,301
歳 出	合 計	<b>267,940</b>

## 令和3年度岩手県県有林事業特別会計予算

令和3年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,638,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 99,450
	1 国 庫 補 助 金	99,450
2 財 産 収 入		62
	1 財 産 収 入	62
3 繰 入 金		3,301,173
	1 繰 入 金	3,301,173
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		238,158
	1 諸 収 入	238,158
歳 入 合 計		3,638,845



歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,630,845
	1 県 有 林 事 業 費	3,630,845
2 災 害 復 旧 費		8,000
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
歳 出 合 計		3,638,845

## 令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

令和3年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ775,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 633
	1 一 般 会 計 繰 入 金	633
2 繰 越 金		86,245
	1 繰 越 金	86,245
3 諸 収 入		688,278
	1 貸 付 金 元 利 収 入	463,218
	2 雑 入	225,060
歳 入 合 計		775,156

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 100,156
	1 貸 付 費	99,462
	2 業 務 費	694
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		675,000
	1 貸 付 費	675,000
歳 出	合 計	775,156

## 令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ994,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 627
	1 一 般 会 計 繰 入 金	627
2 繰 越 金		988,804
	1 繰 越 金	988,804
3 諸 収 入		4,952
	1 貸 付 金 収 入	4,950
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		994,383

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 994,383
	1 貸 付 費	993,753
	2 業 務 費	630
歳 出	合 計	994,383

## 令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

令和3年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,471,848千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 15,491
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,491
2 繰 越 金		181,553
	1 繰 越 金	181,553
3 諸 収 入		1,274,804
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,274,738
	2 預 金 利 子	59
	3 雑 入	7
歳 入 合 計		1,471,848

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,471,848
	1 貸 付 費	1,458,737
	2 貸 付 事 務 費	13,111
歳 出	合 計	1,471,848

## 令和3年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

令和3年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 187
	1 財 産 運 用 収 入	187
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		188

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 188
	1 管 理 事 務 費	188
歳 出 合 計		188

## 令和3年度岩手県公債管理特別会計予算

令和3年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,709,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 2,292
	1 財 産 運 用 収 入	2,292
2 繰 入 金		94,327,939
	1 一 般 会 計 繰 入 金	93,196,939
	2 基 金 繰 入 金	1,131,000
3 県 債		49,379,050
	1 県 債	49,379,050
歳 入 合 計		143,709,281

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 143,709,281
	1 公 債 費	143,709,281
歳 出 合 計		143,709,281



## 令和3年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

令和3年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,451,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,451,993
	1 証 紙 収 入	3,451,993
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,451,994

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 3,451,994
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,163,611
	2 歳 入 歳 出 外 現 金 繰 出 金	288,383
歳 出 合 計		3,451,994

## 令和3年度岩手県国民健康保険特別会計予算

令和3年度岩手県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,765,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 30,574,365
	1 負 担 金	30,574,365
2 国 庫 支 出 金		33,104,574
	1 国 庫 負 担 金	20,808,351
	2 国 庫 補 助 金	12,296,223
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		1
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	1
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		40,183,581
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	40,183,581
5 共 同 事 業 交 付 金		184,743
	1 共 同 事 業 交 付 金	184,743
6 財 産 収 入		232
	1 財 産 運 用 収 入	232
7 繰 入 金		6,717,468
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,508,032
	2 基 金 繰 入 金	209,436

8 繰越金		2
	1 繰越金	2
9 諸収入		792
	1 貸付金元利収入	500
	2 預金利子	1
	3 雑入	291
歳入合計		110,765,758

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 30,918
	1 総 務 管 理 費	30,255
	2 運 営 協 議 会 費	663
2 国 民 健 康 保 険 事 業 費		110,572,490
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	110,572,490
3 保 健 事 業 費		81,003
	1 保 健 事 業 費	81,003
4 基 金 積 立 金		733
	1 基 金 積 立 金	733
5 諸 支 出 金		73,222
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	73,222
6 繰 出 金		7,392
	1 繰 出 金	7,392
歳 出 合 計		110,765,758

## 令和3年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,002,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 285,769
	1 使 用 料	285,769
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		414,910
	1 一 般 会 計 繰 入 金	414,910
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		302,000
	1 県 債	302,000
歳 入	合 計	1,002,682

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 307,025
	1 港 湾 施 設 整 備 費	307,025
2 公 債 費		695,657
	1 公 債 費	695,657
歳 出 合 計		1,002,682

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 302,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

## 令和3年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	4,793 床	
	2 年 間 延 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	1,141,000 人	
	(2) 外 来 患 者 数	1,696,000 人	
	3 一 日 平 均 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	3,126 人	
	(2) 外 来 患 者 数	7,011 人	
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事		
	(1) 中央病院透析室拡張工事	透析室の拡張	130,436 千円
	(2) 千厩病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	377,239 千円
	(3) 遠野病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	136,427 千円
	(4) 東和病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	22,364 千円
	(5) 千厩病院昇降機設備改修工事	昇降機設備改修	78,694 千円
	2 医 療 器 械	線形加速器システム等の購入	4,150,694 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中旧南光病院建物解体 232,974 千円の財源に充てるため、企業債 232,000 千円を借り入れ、新型コロナウイルス感染症に係る減収対策のため、特別減収対策企業債 1,800,000 千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	112,833,114 千円
第1項 医業収益	92,141,916 千円
第2項 医業外収益	20,691,198 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	113,028,783 千円
第1項 医業費用	110,211,031 千円
第2項 医業外費用	2,484,778 千円
第3項 特別損失	232,974 千円
第4項 予備費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,192,269 千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,192,269 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	14,639,687 千円
第1項 企業債	7,226,000 千円
第2項 負担金	7,116,887 千円
第3項 補助金	296,800 千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,831,956 千円
第1項 建設改良費	7,880,305 千円
第2項 企業債償還金	12,511,251 千円

第3項 他会計からの長期借入金 1,000,000 千円  
償還金

第4項 投 資 440,400 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
遠野病院冷房設備改修工事	令和3年度から令和4年度まで	495,000 千円
東和病院冷房設備改修工事	令和3年度から令和4年度まで	58,000 千円
中央病院自動制御設備改修工事	令和3年度から令和4年度まで	127,000 千円
千厩病院昇降機設備改修工事	令和3年度から令和4年度まで	73,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築、医療器械整備、 旧南光病院建物解体及び特 別減収対策企業債	千円 9,258,000	普通貸借又は証券発行。証券 発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見 直し方式で借り入れる公的資 金について、利率の見直しを行 った後においては、当該見直し 後の利率）	借入先の融資条件による。た だし、財政の都合により償還年 限を短縮し、又は繰上償還をす ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 58,649,529 千円

(2) 交際費 1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、28,082,731 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産	医療器械	線形加速器システム	2台
	同上	超電導磁石式全身用MR装置	1台
	同上	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	1台
	同上	循環器用X線透視診断装置	1台
	同上	透析装置セントラルシステム	2台
	同上	手術用照明器	1台
	同上	自動採血管準備システム	1台
	同上	据置型デジタル式汎用X線診断装置	1台
	同上	総合生理検査システム	1台
	同上	臨床検査情報システム	1台
	同上	全身用X線CT診断装置	1台
	同上	手術室支援システム	1台
	同上	生体情報管理システム	1台
	ソフトウェア	電子カルテシステム	2式

## 令和3年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	24,434,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	127,073,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	135,631,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,475,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,224,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,479,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	37,795,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,294,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,526,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,313,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	647,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,002,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	339,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	940,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,520,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,465,000 キロワットアワー



高森高原風力発電所	52,448,000 キロワットアワー
築川発電所	7,531,000 キロワットアワー
計	574,136,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
築川発電所建設事業	盛岡市地内	354,060 千円	水車発電機等製作据付工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	7,720,054 千円
第1項 営業収益	6,140,439 千円
第2項 附帯事業収益	1,339,354 千円
第3項 財務収益	110,774 千円
第4項 事業外収益	129,487 千円

支 出

第1款 電気事業費用	6,343,982 千円
第1項 営業費用	4,569,979 千円
第2項 附帯事業費用	1,511,799 千円
第3項 財務費用	27,315 千円
第4項 事業外費用	229,889 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,401,105 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,219,695 千円、減債積立金 469,580 千円、建設改良積立金 323,785 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,343 千円、

震災復興・ふるさと振興パワー積立金 105,602 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 252,100 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	14,806 千円
第1項 負 担 金	14,662 千円
第2項 雑 収 入	144 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,415,911 千円
第1項 建 設 費	354,060 千円
第2項 改 良 費	2,428,414 千円
第3項 電 源 開 発 費	22,912 千円
第4項 企 業 債 償 還 金	469,580 千円
第5項 繰 出 金	135,945 千円
第6項 予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所代替放流設備設置工事	令和3年度から令和5年度まで	606,000 千円
胆沢第二発電所堰堤自動ゲート制御装置更新工事	令和3年度から令和4年度まで	68,000 千円
仙人発電所1・2号水車発電機分解点検補修・大規模改良工事	令和3年度から令和5年度まで	2,098,000 千円
仙人発電所2号圧油装置更新工事	令和3年度から令和4年度まで	94,000 千円
仙人発電所2号発電用11KVキュービクル更新工事	令和3年度から令和4年度まで	229,000 千円

仙人発電所 1 号ランナ新製工事	令和 3 年度から令和 5 年度まで	109,000 千円
仙人発電所発電所建屋耐震化工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	53,000 千円
北ノ又発電所キュービクル更新他工事	令和 3 年度から令和 5 年度まで	447,000 千円
施設総合管理所大物倉庫等建替工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	50,000 千円
北ノ又第二発電所 33KV 連絡線更新工事	令和 3 年度から令和 5 年度まで	451,000 千円
松川発電所水車発電機分解点検補修及び励磁制御盤・调速機制御盤更新工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	586,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と附帯事業費用
- (2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,249,752 千円
- (2) 交 際 費 304 千円

## 令和3年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部(金ヶ崎)工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	20	事業所
年間総給水量	13,389,295	立方メートル
うちろ過水量	5,803,500	立方メートル
一日平均給水量	36,683	立方メートル
うちろ過水量	15,900	立方メートル

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
第一北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	6,955,037 千円	浄水場工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,596,325 千円
第1項 営業収益	880,774 千円
第2項 事業外収益	715,551 千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	872,949 千円
第1項 営業費用	833,293 千円
第2項 財務費用	39,111 千円
第3項 事業外費用	45 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 356,593 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 356,593 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	8,007,280 千円
第1項 企業債	8,006,800 千円
第2項 雑収入	480 千円

支 出

第1款 資本的支出	8,363,873 千円
第1項 建設費	6,955,037 千円
第2項 改良費	1,052,392 千円
第3項 企業債償還金	356,444 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第二浄水場配水管布設工事	令和3年度から令和4年度まで	219,000 千円
第三浄水場遠方監視制御装置等機能増設工事	令和3年度から令和4年度まで	31,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）高圧受電設備他更新工事	令和3年度から令和4年度まで	127,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	8,006,800千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,007,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 164,509千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

## 令和3年度岩手県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度岩手県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |          |            |        |
|-----|----------|------------|--------|
| (1) | 流域関連市町数  | 6市4町       |        |
| (2) | 年間総処理水量  | 70,116,000 | 立方メートル |
| (3) | 一日平均処理水量 | 192,099    | 立方メートル |
| (4) | 主要建設事業   |            |        |

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道関係建設工事	盛岡市地内ほか	2,138,771 千円	都南浄化センター管理本館建築設備更新工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	9,746,873 千円
第1項	営業収益	4,618,420 千円
第2項	営業外収益	5,128,453 千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	9,653,980 千円
第1項	営業費用	9,205,934 千円
第2項	営業外費用	428,046 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,035,340 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,035,340 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,139,471 千円
第1項 企業債	572,200 千円
第2項 負担金	506,725 千円
第3項 補助金	1,060,250 千円
第4項 他会計補助金	296 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,174,811 千円
第1項 建設費	2,138,771 千円
第2項 固定資産購入費	11,890 千円
第3項 企業債償還金	1,024,150 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
流域下水道管理に係る管理業務委託	令和3年度から令和6年度まで	5,971,000 千円
都南浄化センター管理本館建築設備更新工事ほか	令和3年度から令和5年度まで	528,000 千円
都南浄化センター1号砂ろ過器更新工事	令和3年度から令和4年度まで	90,000 千円
都南浄化センター1号砂ろ過器更新工事技術支援業務委託	令和3年度から令和4年度まで	3,000 千円
花北幹線管渠腐食対策(管更生)工事	令和3年度から令和4年度まで	40,000 千円



江刺汚水中継ポンプ場主ポンプ設備更新工  
事

令和3年度から令和4年度まで

76,000 千円

水沢浄化センター沈砂池設備ほか更新工事

令和3年度から令和4年度まで

117,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	572,200千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、573,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

201,926 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道施設の維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、860,908 千円である。